

第三次下野市男女共同参画プラン 進捗状況報告書【全事業】

資料2

令和4年3月31日現在

基本目標Ⅰ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり

施策の方向Ⅰ-1 男女が共に働きやすい職場環境づくり【下野市女性活躍推進計画】

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) 均等な雇用機会と待遇の確保	雇用機会や待遇においての男女平等の確保のため、「男女雇用機会均等法」などの就労に関わる法と制度の定着を図られるよう、事業主等への普及・啓発を図ります。	事業主等への「男女雇用機会均等法」等の周知	市民協働推進課 商工観光課	【市民協働推進課】 ホームページのキーワード集に男女雇用機会均等法の概要を掲載した。 職場における男女共同参画と女性活躍推進等を認定要件とする「下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」を市内事業所へ周知した。 広報しもつけの男女共同参画コラムでは、12月号に「職場のハラスメント撲滅月間」、2月号に「男性版産休導入について」の記事を作成し、啓発・周知を行った。	育児・介護休業法改正により令和4年10月から導入される「男性版産休」に関する情報を発信した。 下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度の周知に併せて法改正に関する資料を同封することで、各事業所に就業規則等の更新や慣習に関して意識するよう促した。	S	下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度と併せて、最新の法制度に関する情報の提供を行い、男女が働きやすい環境づくりを促進する。
				【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。	男女雇用機会均等法などの労働に関わる制度と併せて働き方改革等、働きやすさに係るパンフレットなどを窓口配置した。	A	チラシについては継続的に設置する。
		ハローワーク等との連携による相談対応	商工観光課	商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。	関係チラシを窓口を設置し、さらに就職相談会等、市役所相談室を活用し実施した。	A	チラシについては継続的に設置する。
(2) 男女の能力が活かせる職場環境の整備	意欲ある男女がその能力を十分に活かせる職場環境の整備を促進するため、事業主等に対する情報提供・啓発活動に努めるとともに、各種表彰制度や認定制度の取得に向けた支援を行います。	職場における慣習的な男女差別意識改善のための啓発活動の推進	市民協働推進課 商工観光課	【市民協働推進課】 職場における男女共同参画と女性活躍推進等を認定要件とする「下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」第二回認定を実施した。認定制度の募集案内は、市入札参加資格者名簿登録事業者のほか、商工会、立地企業連絡協議会、とちぎ女性活躍応援団登録事業者、商立支援のひろば登録事業者、その他市内小売業（チェーン店など）等を通じて周知した。 ・認定証交付式 日程：10月1日 対象：市内5社8事業所 認定期間：令和3年10月～令和6年9月	認定制度について、市ホームページや広報しもつけ、メールマガジン、twitter、とちぎウーマンナビ等で周知を行った。また、認定制度の申請を周知する際に、認定事業所やその取組内容を、チラシに掲載し周知した。	S	認定制度の申請を目指すことで、就業規則等や慣行の見直しに繋げることができることを広く周知する。
				【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	A	チラシについては継続的に設置する。
		両立支援推進のための助成金制度等の情報提供	商工観光課	商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	A	チラシについては継続的に設置する。
		ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業所の認定	市民協働推進課	職場における男女共同参画と女性活躍推進等を認定要件とする「下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」第二回認定を実施した。 ・認定証交付式 日程：10月1日 対象：市内5社8事業所 認定期間：令和3年10月～令和6年9月	認定制度の申請を周知する際に、育児・介護休業法改正に関する資料を入れ、事業所に見てもらえるよう配布物に配慮した。	S	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度を積極的に活用してもらえよう、引き続き事業所に広く周知する。

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民への普及・啓発	市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催や事例紹介を行います。	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー・講座等の実施	市民協働推進課	・男女共同参画推進セミナー講師のみオンラインで実施した。テーマ：もっと話そう、性のこと 日 時：3月23日(水) ワーク・ライフ・バランス推進については男女共同参画情報紙の発行、事業所認定制度の周知で対応した。男女共同参画のつどいinしもつけは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	新型コロナウイルス感染症による影響は受けたが、オンライン開催という形で、イベントを実施することができた。	A	集客を行うイベントについて、オンライン開催や集客しない方法に変更するなど、検討する必要がある。
		働く人や事業主等に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての普及・啓発	商工観光課	商工観光課窓口に関するチラシを設置し、周知を図った。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	A	チラシについては継続的に設置する。
		ワーク・ライフ・バランスの取組事例の紹介	市民協働推進課	広報しもつけ11月号と2月に発行した男女共同参画情報紙27号、11~12月に開催した産業紹介展で、令和3年度に認定を受けた下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所5社8事業所を紹介し、市ホームページに主な取組内容を掲載した。立地企業連絡協議会会員および入札参加資格業者、とちぎ女性活躍応援団登録事業者、両立支援のひろば登録事業者、市内小売業（チェーン店など）など市内の340事業所と、2つの商工会を通じて認定事業所の情報を周知した。	認定制度の申請を周知する際に、認定事業所の取組を紹介することで、取組意欲の醸成に努めた。ワーク・ライフ・バランスにおける取組を掲載している「しもつけ女性活躍応援ガイドブック」は、法改正のため、栃木労働局と連携しながら改訂準備を行った。	S	しもつけ女性活躍応援ガイドブックの改訂に併せて、ワーク・ライフ・バランスの取組事例を広く周知する。
(4) 農業・商工自営業におけるパートナーシップの促進	農業や商工自営業における慣習的な性別役割分担意識の改善と、女性の地位向上を図るための啓発活動、研修の実施及び相談体制の充実を図ります。	女性の地位向上を図るための啓発活動、研修の実施	農政課 商工観光課	【農政課】 農村生活研究グループ協議会の活動において、地域農村女性としての意識高揚と資質向上を図るために事業を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響により参加を予定していたイベント等の中止が相次ぎ、協議会の活動も制限されたが、ホームページ等での協議会事業の紹介やPRを行った。	A	協議会会員の減少や高齢化が進んでいる。協議会について周知し、新たな会員の獲得を図る。
				【商工観光課】 商工会会員を対象にICT講習会（パソコン講座等）を開催した。 受講者：33名 うち女性受講者19名 約57.6% 関係チラシを商工観光課窓口を設置した。	ICT講習会については、開催時間や講習内容を個人の希望に合わせて対応するなど工夫した。 チラシでの周知を通して、啓発を行った。	A	チラシについては継続的に設置する。
		農業者世帯における家族経営協定の締結の普及促進	農業委員会	農業を営む家族内で文書による明確な取り決めを行うことにより、男女の労働貢献の意義を認識することを促し、男女共同参画の意識改革を促した。 ・令和3年度家族経営協定締結実績：新規1件、更新2件	新規就農者や農業後継者に対する周知や、これまで締結した世帯に対しても実情に合う内容の見直しを推進することにより、男女共同参画の意義の認識を促した。家族経営協定見直しのご案内を作成し、協定から2年以上経過した世帯に送付した。	A	協定未締結の農業後継者世帯や新規就農者へ、家族経営協定の締結を推進する。既に締結している世帯については、経営状況やライフステージごとに、見直しすることを提案する。
(5) 女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援	女性がチャレンジしやすい環境を整えるため、再就職・起業の支援を行います。ハローワークと連携し、キャリアアップのための情報提供や就業に関する相談事業を実施します。	ハローワークのマザーズコーナー等との連携による女性の就業支援の実施	商工観光課	商工観光課窓口に関するチラシを設置し、周知を図った。	チラシの配布を通して啓発を行った。	A	チラシについては継続的に設置する。
		女性起業家創業資金制度を活用した女性の起業に向けた支援	商工観光課	女性起業家創業資金融資実行件数：3件 しもつけ創業塾において制度概要を説明した。制度のパンフレットを商工観光課窓口を設置した。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	A	チラシについては継続的に設置する。

施策の方向 I-2 立案・決定の場での女性活躍の土壌づくり

プランの内容				令和3年度					
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組		
(1) 画の策決進共の同場参に	女性の視点を反映させ、市の政策や方針決定の過程への男女共同参画を推進するため、審議会・委員会等への女性委員の登用を促進します。	審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進	市民協働推進課	下野市審議会等委員選任指針に基づいて、各種委員の選任にあたって女性委員の割合の目標を30%としている。本プランにおける目標値は40%。	目標を達成できるよう配慮し、審議会等委員の選出においては、できる限り男女比率に偏りが出ないよう呼び掛けた。令和3年4月1日現在、審議会等における女性の登用状況は32%。	A	女性委員の割合40%を目指す。		
				【市民協働推進課】 下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度の認定チェックシートに、男女共同参画に関する項目を設定し、取組を促した。また、認定事業所の取組事例をホームページやちらしに掲載し、周知した。新型コロナウイルス感染症対策のため、男女共同参画のつどいは中止とし、代替事業を実施した。 ・男女共同参画クロスワードパズル 期間：6月中実施（募集） 応募者：40名 正解者全員に、賞品として道の駅しもつけの商品券500円分と啓発品を送付した。	事業所認定制度は、女性がいない職場や、男性と比べて女性が少数である職場にも取り組んでいただいた。認定事業所のうち、特に建設業において、女性の現場職への雇用について前向きに検討されている様子がうかがえた。他の事業所の取組を知る機会となるよう、市内企業に周知した。				
(2) 職場の方針決定の場における男女共同参画の促進	職場内での固定的な性別役割分担意識の改善や、組織を支える貴重な人材として女性の能力の適切な評価に基づき、方針決定の過程への男女共同参画が図られるよう、ポジティブ・アクションの実施について事業者や団体への啓発活動を推進します。	企業や団体における男女共同参画促進のための啓発	市民協働推進課 商工観光課	【市民協働推進課】 下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度の認定チェックシートに、男女共同参画に関する項目を設定し、取組を促した。また、認定事業所の取組事例をホームページやちらしに掲載し、周知した。新型コロナウイルス感染症対策のため、男女共同参画のつどいは中止とし、代替事業を実施した。 ・男女共同参画クロスワードパズル 期間：6月中実施（募集） 応募者：40名 正解者全員に、賞品として道の駅しもつけの商品券500円分と啓発品を送付した。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ちらしの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	S	啓発テーマや方法・時期を再検討する必要がある。市内の他事業者の取組を知る機会となるよう、下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業所制度をPRし、市啓発イベントを有効活用いただくことを目指す。		
				【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するちらしを設置し、周知を図った。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ちらしの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。			A	ちらしについては継続的に設置する。
				【市民協働推進課】 「下野市女性活躍応援ガイドブック」を男女共同参画パネル展で設置配布した。 期間：6/1(火)～6/30(水) 場所：市役所1階市民ロビー 男女共同参画パネル展と同じ内容を市ホームページに掲載した。	取組事例を掲載している「しもつけ女性活躍応援ガイドブック」は、法改正による改訂を要するため、栃木労働局と連携しながら作成した。男女共同参画パネル展では、事業所向けに、男女共同参画情報紙19号（イクボス特集）を掲示した。イベント中止に伴い、配布の機会が減少した。			S	ガイドブックの改訂に併せて、市内事業所に活用してもらえよう周知する。下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所制度で認定を受けた事業所の取組について、モデルケースとなるよう周知を行う。
				【商工観光課】 ちらし「人材確保・業績アップの第一歩に女性の活躍推進に取り組みませんか？」を商工観光課窓口を設置し、下野市立地企業連絡協議会総会時に配布した。	市内の様々な業種の企業へ周知を図ることができた。			A	ちらしについては継続的に設置する。
(3) 地域活動での方針決定の場における男女共同参画の促進	地域活動やボランティア活動などの方針決定に際して、男女共同参画を促進するための啓発活動を進めるとともに、女性もリーダーとして積極的に参画できるように情報や研修の機会を提供します。	若手女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習文化課	県主催の各種研修を関係者へ周知し、受講を促した。 ・女性の地域活動推進セミナー 2名受講 ・家庭教育支援プログラム指導者フォローアップ研修（書面） 5名受講 ・家庭教育オピニオンリーダー研修 1名受講	主催者が作成したちらしを各施設で配布した。男性も女性も参加しやすいよう、職員が同行する等の配慮をした。	A	参加者数は毎年横ばいであるため、さらに周知に力を入れる必要がある。		
		自治会を対象とした出前講座の実施と周知	市民協働推進課	まちづくりリクエスト講座として自治会等からの希望に応じて出前講座を行っており、「生涯学習情報誌エール」にて募集した。10月の「令和3年度ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定証交付式」において、参加者や事業者に対し出前講座の周知を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のために産業祭がオンライン開催となったため、実施しなかった。令和3年度開講実績なし。	まちづくりリクエスト講座の周知を行い、講座の要望があった場合に対応できるよう備えた。			A	実施希望がなく、コロナ禍において自治会の催しも減少しているため、今後も状況の変化にあわせて周知啓発を要する。
(4) 農業経営における男女共同参画の促進	農業における経営方針決定等への女性の参画を促進するため、各種研修会の実施や交流・情報交換の機会づくりなどを積極的に推進します。	農業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動	農業委員会 農政課	【農業委員会】 家族経営協定の締結や農業簿記の活用により、女性が積極的に農業経営に参加を促し、農業経営における女性の労働貢献の意義を再確認し、男女共同参画の意識向上を促した。令和3年度家族経営協定締結実績：新規1件、更新2件	農業簿記の適正化を推進するために、男女問わず経営に参画する意識向上を促した。家族経営協定を推進することにより、男女共同参画の意識向上を促した。	A	定期的且つ継続的な支援、情報提供を実施する。		
				【農政課】 経営改善計画の申請・更新を行う際の相談・指導および家族経営協定締結者の役割分担や休日等労働条件の見直しを行った。また、研修会等を通じて農業技術・経営管理の習得による能力向上を図った。	経営改善計画の新規申請や更新、家族経営協定の相談・指導の際に意識の啓発を行った。			A	引き続き経営改善計画の新規申請や更新、家族経営協定の相談・指導の際に意識の啓発や助言を行う。

基本目標Ⅱ だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり

施策の方向Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援の実施

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) 子育て支援事業の充実	共働きや核家族の増加、就業形態の多様化に対応しつつ、次代を担う子どもたちを健やかに育てていくため、ニーズに対応した子育て支援事業の充実を図ります。	民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援	こども福祉課	保育園の一時預かり事業や延長保育事業、特別な支援が必要な児童の受け入れ、病後児保育事業など様々な事業に補助金を交付した。	保護者が様々な保育事業を利用し、安心して子どもを預けられる環境となるよう、経済的な面で保育園を支援した。	A	多様化する保護者のニーズに対応できる人員数を確保する。
		低年齢児童の受け入れ態勢の充実	こども福祉課	学童保育では、学年の制限を設けず、保護者の就労などにより保育に欠ける児童の預かりを実施した。	保護者が安心して就労等ができるよう、学童保育室を実施した。	A	多様化する保護者のニーズに対応できる人員数を確保する。
		学童保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進	こども福祉課	待機児童の発生しやすい0歳児については、保育士等の確保に努め、受け入れ枠の拡大を図った。障がい児についても、保育士の確保を図り、受け入れ態勢の強化を図った。	多様なニーズに対応する保育事業を実施することで、保護者が安心して働けるよう支援した。	A	多様化する保護者のニーズに対応できる人員数を確保する。
		ファミリー・サポート・センター事業の充実	こども福祉課	子育ての援助を受けたい「依頼会員」と、援助を行いたい「提供会員」による、子育てを支えあう会員組織の運営と会員数の増加を図った。 提供会員数：68名、依頼会員数：262名 両方会員数：4名	保育園や学童保育室ではカバーできない時間帯の預かりや習い事の送迎などを実施し、保護者が安心して就労等ができるよう支援した。	A	依頼会員に比べ、提供会員数は少なく、援助の提供を維持できるよう、ファミリー・サポート・センターの周知を図る必要がある。
(2) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している子育て支援事業が必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	子育てに関する情報の発信	こども福祉課 健康増進課	【こども福祉課】 ライフステージごとの子育て相談窓口一覧を市ホームページ等に掲載するなど、子育てに関する相談体制の周知に努めた。 子育てハンドブックの内容を更新し、妊娠届時等に配布した。	子育てハンドブックの文や挿絵を男女共同参画に配慮して掲載した。 男女関係なく、活用方法について説明した。	A	子育てに関する情報として、相談先や利用できるサービス、施設等の情報を伝えるため、子育てハンドブックを周知していく必要がある。
			こども福祉課 健康増進課	【健康増進課】 母子手帳発行時、母子保健事業や相談先の案内を情報提供した。	母子手帳発行時に父子手帳を用いて父親の育児参加、保健事業の参加を促し参加時は父子手帳に記録した。 (R3) 妊娠届出面接数：444名 妊婦転入者面接：39名	S	父子手帳の配布について市で予算化し配布することができ父親の育児参加について推進することができた。
		地域子育て支援センター、児童館、子育て世代包括支援センター「ふわり」等における相談体制の充実	こども福祉課 健康増進課	【こども福祉課】 下記施設において相談体制の充実を図った。 地域子育て支援センター総利用者数 つくし：4,310人、みるく：4,069件、 ゆりかご：8,889件 地域子育て支援センター相談者件数 つくし：65件、みるく：319件、 ゆりかご：344件 児童館利用者数 南河内：7,406人、石橋：3,224人、 駅西：6,801人、姿西：1,330人、 国東：4,702人	母親だけでなく父親も参加しやすい内容の事業展開を心がけ、父親の施設利用について、保育士から母親へ声掛けを促してもらった。	A	男女関係なく施設が利用しやすいように、広報内容や対象者への声かけの仕方などを工夫していく必要がある。
		利用者支援事業の実施	こども福祉課	利用者支援事業を担当する子育て支援員が、市内の各保育園、幼稚園、子育て支援センター、児童館で実施している親子教室等へ出向き、子育て相談を実施した。 乳幼児健診へ出向き、パンフレット配布等を行い、子育て相談を実施した。	母子手帳発行時に父子手帳を用いて父親の育児参加、保健事業の参加を促した。パートナーが同席している場合には、直接パートナーに対して、保健指導を行い、相談先等について情報提供を行った。	S	相談先の周知、父子手帳の発行等により、相談体制の充実を引き続き図っていく。
						A	必要時、相談につながるよう、配布パンフレット内容の充実などを検討する。

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(3) 父親参加の子育てに向けた支援の推進	子育てにおける男性の参加を促進するため、男性の意識改革を促進するとともに、両親ともに参加する講座を提供し、男女が共に担う子育て環境づくりを支援します。	父子手帳の配布と活用による意識啓発の推進	健康増進課	母子手帳発行時に父子手帳を用いて父親の育児参加、保健事業の参加を促し参加時は父子手帳に記録した。	母子手帳発行時に父子手帳を用いて父親の育児参加、保健事業の参加を促した。 パートナーが同席している場合には、直接パートナーに対して、保健指導を行い、相談先等について情報提供を行った。	S	保健事業の参加においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人数制限を行っており、積極的に父親の事業参加を促しにくい状況である。
		両親学級、子育て支援講座等への父親参加の促進	健康増進課 生涯学習文化課	【健康増進課】 妊娠届出時に両親学級への参加を促した。 (集団) 父親の参加人数：44人(延べ) 母親の参加人数：53人(延べ) (個別) 父親の参加人数：21人(延べ) 母親の参加人数：22人(延べ)	両親学級では父親の役割について説明し、妊婦体験、抱っこ体験等も実施した。	S	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団教室の参加人数を制限し、個別教室を取り入れていく。
				【生涯学習文化課】 子育ての悩みの解消や、親子の絆を深めることを目的とした家庭教育講座を開催した。 ・国分寺公民館「家族で楽習」 回数：3回 延べ参加者数：18名 ・石橋公民館「親子学び舎」 回数：7回 延べ参加者数：47名 「ママナビ」 回数：4回 延べ参加者数：30名 ・南河内公民館「おなかいっぱい！元気いっぱい！あったか親子」 回数：3回 延べ参加者数：39名 ・南河内東公民館「手のひら～手形足形アート～」 回数：3回 延べ参加者数：21名 「子どもと一緒にものづくり」 回数：5回 延べ参加者数：64名	各公民館で工夫を凝らし、母親に限定することなく、父親、祖父母の参加者もあり、温かい親子関係、家族でふれあいのできる講座とした。	A	母親の参加者が多い現状であるので、いかにして父親等を家庭教育講座に参加させるかを工夫する必要がある。
		「育児・介護休業法」や「育児・介護休業制度」等の周知	市民協働推進課 健康増進課	【市民協働推進課】 ホームページのキーワード集に育児・介護休業法の概要を掲載した。 ・男女共同参画情報紙「シェアリング」 8月、2月に各19,000部発行し、各戸および市内中学生に配布、公共施設及び協力事業所に設置、配布した。2月【第27号 自分らしさを見つけるヒント】では、育児休業に関する書籍を紹介した。 ・広報しもつけ男女共同参画コラム 2月号で男性版産休について掲載した。	育児・介護休業制度について市民に周知するとともに、制度を利用しやすい雰囲気醸成に努めた。	S	法改正に応じてその都度周知活動を行う。
		【健康増進課】 妊娠届出時に「働きながらお母さん・お父さんになるあなたへ」のパンフレットを配付し、育児休業等について説明した。	妊娠届出時には、就労している女性が多く、子の父親も同席、または妊婦に代わって来庁することも多いため、直接父親に対して周知することができた。	S	厚労省発行の男性の育児休業に関する内容に特化したリーフレット等を活用し、周知を継続する。		

施策の方向Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護支援の実施

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) 介護・介助者の負担軽減のための支援の充実	自宅で介護・介助に携わる人の負担の軽減を図るため、介護・介助の仕方を学ぶ教室を開催するとともに、様々なサービスの提供に努めます。	家族介護支援事業 (ほっと介護教室・介護者交流会等)の実施	高齢福祉課	・ほっと介護教室 開催日：12月2日(木) テーマ：新型コロナウイルス感染症 ～今、知っておきたいこと！～ 講師：医師、管理栄養士、健康管理士 参加者：37名 ・家族交流会 10月1日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により中止。 ・認知症家族介護者交流会 7回開催：(4-7月、10-12月で月1回開催) 延べ参加者数：68名	参加者や講師、職員が男女に関わらず事業に参加できるよう周知し、環境づくりに努めた。	A	男女に関わらず、事業参加できるような環境づくりの調整を継続して実施していく。
		高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供	高齢福祉課	各高齢者福祉サービスを実施した。 (配食サービス、ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業、高齢者外出支援事業、ねたきり老人等介護手当事業、安否確認・緊急通報システム貸与事業、徘徊高齢者等あんしんサービス事業、声かけふれあいごみ収集事業)	高齢者本人及び介護する家族や支援者など、男女にかかわらず各種福祉サービスを行った。 民生委員児童委員協議会に参加し事業の周知を図った。	S	性別にかかわらず、これまで同様のサービスの提供をしていく。
		家族支援(交流会、学習機会の提供等)の実施	社会福祉課	精神障害者家族会を実施した。 回数：4回 述べ参加者数：8名(女性6名、男性2名)	母親のみではなく父親の参加を促すなど参加しやすい場づくりに努め、交流の場を提供し情報交換を行うことができた。	A	家族会については父親が多い状況だが、子どもの研修については母親の参加が多いため、チラシを作成し、さらに周知に努めていく。
		障害福祉サービス等の提供	社会福祉課	在宅障がい者を対象に、身体介護、家事援助、通院介助などのサービス給付を実施した。 述べ利用者数：1,286名	男女問わず在宅介護者の負担を減らすため、適正なサービス給付を行った。男性恐怖症の相談者には女性、女性恐怖症の相談者には男性がそれぞれ対応した。	A	適正なサービスが行われているかどうかが見えにくい。現状は相談支援事業所のモニタリング記録によるものでしか判断できない。
(2) 介護・介助に関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している介護サービスや障害支援サービスが必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	介護サービス等に関する情報の発信	高齢福祉課	介護制度改定案内を、市ホームページ掲載及び通知により周知した。 介護保険制度のお知らせチラシを作成した。	男女に関わらず、高齢者であれば対象になる制度であることを意識し、チラシ作成の際、性別の偏りがないように周知した。 性別に関わらず、制度内容をわかりやすく周知することができた。	A	性別に関わらず、これまでと同様、高齢者及び介護事業所に対し、介護サービス等に関する情報の発信を継続して実施する。
		地域包括支援センター等における相談体制の充実	高齢福祉課	地域包括支援センターへの相談(来所、訪問、電話等)を実施した。 高齢者の増加に伴う相談件数の増加、相談内容の複雑化、複合化した対応のため、情報共有等による関係機関との連携強化を図った。	男女に関わらず、地域包括支援センターが高齢者への幅広い相談窓口であることをチラシの配布等で周知した。 相談支援体制の充実のため、専門職の配置や土曜日の相談受付の体制を継続した。	A	男女に関わらず、高齢者に関する相談窓口が地域包括支援センターであることの周知を継続していく。 また、職員の性別に関わらず相談体制が充実できるような環境づくりに努める。
		障害福祉サービス等に関する情報の発信	社会福祉課	サービスに関する情報発信のため、保健・福祉ガイドブックを作成した。サービス利用の申請があった方に制度の詳細内容をまとめたチラシを配布し情報提供した。	対象者に合わせたチラシを活用し、分かりやすい情報発信に努めた。	A	チラシやホームページの内容を分かりやすいものにしていく。
		障がい児者相談支援センター等における相談体制の充実	社会福祉課	障がい児者相談支援センターにて、障がい者本人およびその家族、地域住民等からの障がいに関する相談に対応するための相談窓口を引き続き開設した。 また、社会福祉課窓口にて、相談員(保健師・社会福祉士・精神保健福祉士)により相談対応した。 障がい児者相談支援センターにおける相談件数：2,856件 (訪問：333件、来所：274件、同行：74件、電話：745件、電子メール：118件、個別支援会議：107件、関係機関：1,200件、その他：5件)	相談内容・相談者のニーズに応じて、男女の保健師・相談員にて対応した。 また、相談者の年齢・環境・相談内容に配慮し、様々な相談方法をとれるよう配慮した。	A	相談者の中には、相談が必要であっても「(自分や家族は)障がい者ではない」と障がい者相談支援センターへの相談を拒否するケースもあるため、他機関と連携し対応できるような体制を整えていく。

施策の方向Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らすための支援の充実

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) ひとり親家庭や生活困窮者等に対する支援の充実	ひとり親家庭や貧困など、生活上の困難に直面する男女に対し、国や県との連携のもと、情報の提供や相談を行うとともに、就労・学習などの機会を提供するなど、自立に向けた支援を行います。	ひとり親家庭に対する相談体制・支援の充実	子ども福祉課	ひとり親家庭等への様々なサービスに関する情報を適宜提供するほか、ケースごとの相談・支援を継続した。 ・ 婦人相談（離婚・養育費・DV相談など） ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付・案内など ・ 就学援助制度やひとり親家庭医療費助成制度の案内等	社会資源の情報提供や相談業務を通して、生活の安定と向上や、子どもの健やかな成長を図った。	A	DVホットラインの周知方法を検討し、より多くの市民に伝える必要がある。
		ひとり親家庭に対する就労支援の実施	子ども福祉課	児童扶養手当受給者に対して、就労支援事業の周知・啓発に努めるとともに、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、効果的な就労支援事業を施した。 ・ 高等職業訓練促進給付金 1名 ・ 自立支援教育訓練給付金 1名 ・ J・R通勤定期乗車券割引制度 2名	就労や就労につながる学習機会等を提供し、自立に向けた支援に努めた。	A	特になし
		生活困窮者に対する相談体制の充実	社会福祉課	下野市社会福祉協議会に委託し生活困窮者に対する相談支援を行った。相談内容から生活困窮者が抱える課題を適切に評価・分析、その課題を踏まえた自立支援計画を作成し早期自立に向けた適切な支援を実施した。また、就労支援が必要な場合は、ハローワークと連携し再就職に向けた支援を行った。	社会福祉協議会における相談体制として、男性2名、女性2名の計4人体制とし、男女問わず相談しやすい環境づくりを意識した。またハローワークにおいても、女性職員2名が対応し、きめ細やかな就労支援をおこなった。	A	今後も新型コロナウイルス感染症の影響により困窮世帯が増加されることが予想される。様々な相談に対応できる支援体制を構築していく必要がある。
		生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施	社会福祉課	生活保護世帯及び就学援助費を受給している世帯の中学生を対象に学習支援を実施し、高等学校等への進学により貧困の連鎖を防止し、自立促進に寄与した。	市内中学生を対象としており、性別は関係なく募集し現在は20名を定員とした。また、支援する側は男性・女性の教師08等であり、生徒との相談しやすい関係性を意識し対応を行った。	A	今後も生徒募集については男女関係なく募集し、男性教師、女性教師による適切な学習支援及び相談体制を築く必要がある。
(2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護予防に取り組むとともに、生きがいを持って活躍できるよう、就業機会や社会活動への参加機会を提供します。	介護予防事業の充実	高齢福祉課	地域ふれあいサロンや老人クラブの参加者を対象に「しもつけ元気はつらつ体操」や「筋力向上プログラム」「脳力アップトレーニング」や「地域リハビリテーション活動支援事業」を開催した。また、新規事業として「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」を開始し、健康状態不明な高齢者の状態把握や通いの場で専門職による講話等を実施し介護予防に関する情報提供や気軽に相談できる環境づくりに取り組んだ。	男女に関わらず、参加できるサロンも多く、参加しやすい環境をつくることができた。	A	男女に関わらず参加できる身近なサロンで、介護予防に関する情報を得られる環境づくりを継続していく。事業推進のために各関係課とも連携を図っていく。
		シルバー人材センターやハローワーク等と連携した高齢者の就労機会の充実	高齢福祉課 商工観光課	【高齢福祉課】 意欲ある高齢者の社会参加や高齢者の能力開発の促進と技能や知識を還元できる就労機会を提供するため、シルバー人材センター会員募集の周知活動を広報しもつけ掲載や下野コミュニティFM「FMゆがお」にて情報発信を行った。 シルバー人材センターに関するポスター、チラシ等を各関係機関等窓口に配布し、周知に努めた。 【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。 個別相談会を市役所相談室を活用し実施した。	割合が低い女性の会員増を図るため、「女性が楽しめるシルバーを目指し、楽しい女性講習会」寄せ植え”パンづくり”などを開催していることをFMゆがおでアピールした。	A	性別にかかわらず、就労機会を提供していることを継続的に周知していく。
		高齢者の社会活動への参加機会の充実	生涯学習文化課	高齢者の社会参加・地域参加を促すため、高齢者対象の講座を開催した。 ・ 国分寺公民館「寿大学」 回数：6回 延べ参加者数：167名 ・ 石橋公民館「グリム大学」 回数：7回 延べ参加者数：34名 ・ 南河内公民館「ゆがお大学」 回数：7回 延べ参加者数：82名 ・ 南河内東公民館「吉田シニア大学」 回数：7回 延べ参加者数：61名	各公民館で工夫を凝らし、毎回異なるテーマ・内容の講座を男女の別なく興味を持つことができ、心身ともに健康で充実した生活を送れるようなプログラムとした。また、講義形式の講座に加え、体験学習をする時間帯を設けるよう工夫したため、積極的に関わる受講生が増えた。	A	チラシについては継続的に設置する。
						A	社会活動へつながるようなテーマは限られており、学んだからと言ってすぐに実践できるものでもないが、受講生同士の交流を促進することや、単独世帯の方の安全・安心感を醸成することが重要である。

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(3) 障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らせるよう、就業の機会や社会活動への参加機会を提供します。	社会福祉課 商工観光課	【社会福祉課】 障がい者の一般就労に向けた支援として、一般就労に向けた訓練の場を提供するため就労移行・継続・定着支援事業のサービス給付を実施した。 ・就労移行支援事業 述べ利用者数：66名 ・就労継続支援A型事業 述べ利用者数：523名 ・就労継続支援B型事業 述べ利用者数：1,681名 ・就労定着支援事業 述べ利用者数：29名	男女問わず、一般就労に向けた訓練の場の提供に努めた。	A	B型事業所利用への偏りが見られる。支給決定の前に適正な支援かどうか再確認を行う必要がある。	
		社会福祉課	【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。	チラシの配布を通して啓発を図った。	A	チラシについては継続的に設置する。	
		社会福祉課	地域・仲間との交流を目的に、知的障がい者を対象とした青年サークル活動を定期的に行なった。 開催日：毎月第3土曜日 回数：2回 述べ参加者数：43名 また、聴覚障がい者への社会参加支援として、手話通訳者等の派遣を行った。 述べ派遣回数：59回	地域における障がい者同士の交流の場の提供および社会参加の機会を促す支援を提供することができた。	A	障がい者の地域・社会交流のために引き続き実施する必要がある。	
社会福祉課	障がい者相談支援センターと社会福祉課それぞれに、障がい者の差別解消に関する相談窓口を設けた。 また、下野市障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、差別事案や差別解消に向けた取組みについて協議した。相談実績はないものの、相互連携の重要性について確認した。	関係機関と連携を図り、各個別の要望に即した相談対応ができるよう環境整備に努めた。	A	障害者の差別解消のために、今後も取り組んでいく必要がある。			
(4) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	市内で生活する外国人に対し、文化・言語・価値観の違いにより困難を抱えることがないよう、情報提供や支援の充実を図ります。	多言語による情報提供の充実	【市民協働推進課】 災害発生時等、国や県より発信された安全に関する情報や問い合わせ先を、市ホームページにおいてふりがな表記のあるやさしい日本語で発信した。 感染症対策やコロナワクチン等に関して、多言語標記している県ホームページの情報を市内の外国人世帯へハガキで周知した。 【総合政策課】 市ホームページは、無料の翻訳サイトを使った機械翻訳方法を掲載しており、多言語での閲覧を可能とした。	【市民協働推進課】 多言語での感染症対策情報の提供を行い、外国語話者を含め多くの市民に周知できるよう配慮した。 【総合政策課】 言語の違いにより外国人が困難を抱えることがないよう、必要な最新情報を各言語で得られるサイトへの誘導等もあわせて行った。	S	掲載する情報を整理し、最新情報を迅速に掲載・案内できるよう継続して取り組む。	
		日本語教室の実施	市民協働推進課	国際交流協会において、ボランティア講師が市内および近隣市町に住む外国人に日本語を教えた。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年度は全ての教室を中止した。	-	新型コロナウイルス感染症の状況の変化にあわせて実施の判断を行う。 男女を問わず、ボランティア講師の募集を行っていく。	
(5) 性的少数者が安心して暮らせる環境の整備	性的少数者が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、あらゆる場において配慮した対応を行います。	市民協働推進課	・男女共同参画週間パネル展 SOGI等に関するパネルを展示した。 期間：6月1日(火)～6月30日(水) 場所：市役所1階市民ロビー、Twitter ・男女共同参画推進セミナー 性の尊重を目的としたセミナーを開催した。 実施日：3月23日(水) テーマ：もっと話そう、性のこと 来場者数：17名	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため庁舎以外での展示を取り止め、Twitterでパネル内容を掲載した。 セミナーについては、感染症の影響で講師のみオンラインで実施した。	S	用語・訳語の表現について国内の動向を調査し、随時更新するとともに、最新情報の周知・啓発に努める。	
		市民課	窓口業務等における性的少数者に配慮した対応の実施	住民票記載事項証明書については、本人の希望により性別の有無を選択して発行することができるよう取り組んだ。 また、令和元年度より印鑑証明書の性別欄を削除したほか、旧氏の記載を可能とした。	当事者が相談しやすいような窓口対応を普段から意識した。 今年度対象となる相談実績なし。	A	当事者から申し出し辛い内容であるため、職員側も相談しやすい雰囲気づくりを心がける。
(6) 多様なニーズに配慮した防災対策	災害発生時等を想定し、女性や子育て世代、高齢者等の多様なニーズに配慮するための防災対策を推進します。	安全安心課	避難所において乳幼児のためのミルクの備蓄品を更新した。	乳児用ミルクは水がいない液状ミルクを備蓄した。 その他、生理用品、乳幼児や高齢者用の紙おむつを備蓄した。	A	引き続き備蓄品の更新を行うとともに、ニーズに合わせた備蓄を行う必要がある。	
		安全安心課	避難所における外国人や障がい者等に配慮した環境の整備	外国人用にビクトサインや避難所で使用する頻度の高い用語を翻訳した多言語表示シートを用意した。	国・県国際交流協会が公開しているビクトサイン、多言語表示シートを利用した。	A	今後も避難所に適したビクトサイン、多言語による表現を更新する必要がある。

施策の方向Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくり支援

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) 生涯にわたる女性の健康管理・母子保健医療等の充実	母性の保護や生涯にわたる女性の健康・健全な生活の確保のため、女性特有の症状や病気に係る病気の普及や健康診査、母子保健医療等の充実を図ります。	骨粗しょう症や更年期障害、子宮がんや乳がんなど、女性に特有の症状・病気の正しい知識の普及	健康増進課	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、乳幼児健診における普及啓発は実施できなかった。子宮頸がん・乳がん検診の受診勧奨や健診結果の中にリーフレットを同封し、また窓口にリーフレットを配架する等、女性特有の病気の予防に関する普及啓発に努めた。	計画どおりの普及啓発はできなかったが、健診結果書へリーフレットを同封するなど、啓発方法を変更して実施した。	A	生活習慣改善指導を行う際に、乳がん・子宮頸がん検診受診勧奨等、女性特有の病気について併せて普及啓発をする必要がある。
		女性に特有の症状・病気の健康診査の充実	健康増進課	集団検診43回実施のうち、女性限定日は10日、託児付き検診日は13日、土日検診は9日設定した。 乳がん検診受診率：28.8% 子宮頸がん検診受診率：18.2%	集団検診全日程で乳がん検診が受診でき、また子宮頸がん検診においては集団のみならず個別医療機関においても受診可能とした。また、子育て中の女性も安心して気軽に検診が受診できるよう、託児つき検診日を設定することで受診しやすい環境づくりに努めた。新型コロナウイルス感染症の影響で乳がん検診受診率は減少したが、令和2年度と比べると受診率が増加した。	A	検診受診機会を提供するだけでなく、受診行動に結びつくよう周知等工夫していく必要がある。また託児ボランティア団体が現在1団体のみであり、託児の強化をするため、託児を担う人材を今後探す必要がある。
		女性に特有の症状・病気の健康相談・助成体制等の充実	健康増進課	妊娠サポート事業として特定不妊治療（男性不妊治療を含む）・人工授精・不育症治療について助成している。相談先として県不妊専門相談センターを紹介した。 特定不妊治療115件（男性含む）、人工授精40件、不育症治療1件	男性側に不妊の原因があった場合、男性不妊治療の医療費について上乗せ助成を行った。	A	不妊治療の保険適用が始まったことにより、市の助成制度の見直しの必要がある。
		妊産婦に対する健康診査や健康教育・指導など、母子保健対策・助成等の支援体制の充実	健康増進課	母子手帳発行時に妊婦健康診査受診券（14回分）を併せて発行し、妊婦健診の必要性について説明した。また、妊産婦医療費助成に関する周知も行い、手続きに関して窓口を案内した。	早期から健診受診券を活用し、母子の健康管理に活用してもらえるよう病院と密に連携した。	S	妊婦が早期に妊娠を自覚し早期から適切に妊婦健診を受診できるよう周知していく必要がある。双胎妊娠については、令和4年度から健診受診の助成回数を19回としている。
(2) 健康診査及び保健指導の充実	男女に関わらず、生涯を通じて健康を保持できるよう、健康診査の充実を図ります。	特定健診・特定保健指導の実施	健康増進課 市民課	【健康増進課】 特定健診を受診し、保健指導レベルが動機付け支援、または積極的支援と判定された方に、生活習慣を改善するための特定保健指導を実施した。 動機付け支援：94人 (内訳 集団検診：男性48人、女性32人/個別健診：男性8人、女性6人) 積極的支援：13人 (内訳 集団検診：男性9人、女性1人/個別健診：男性2人、女性1人)	コロナウイルス感染拡大防止のため、個別指導で予約制にて実施した。 日常生活の中で生活習慣改善が出来るよう、チェックシートを使い本人の思いを確認しながら、運動・食事等について指導した。また、健康教室も開催しフォローアップできる体制づくりに努めた。	A	集団健診受診者の特定保健指導実施率と比較して、個別医療機関受診者の特定保健指導実施率が低い。
		ヤング健診の実施	健康増進課	集団検診で20～39歳の市民を対象としたヤング健診を実施した。 回数：42回 受診者：842人 ヤング健診の受診率を上げるため、年度当初に受診勧奨チラシを作成し、健診受診券と併せて送付した。また、再度9月に対象者へ勧奨のはがきを送付した。	土日の検診の実施や、女性限定日の設定、検診実施中に託児所を開設することで、就業者や女性が受診しやすいよう配慮した。	A	特定健診未受診者勧奨事業として、未受診者の性格（傾向）パターンに合わせて5種類の勧奨通知を送付した。令和2年度受診率は42.8%で下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）の目標値を達成できていないため、今後も勧奨等に努める。
		ライフステージに合わせた保健指導の実施	健康増進課	各種教室や健診結果説明会、健康相談時に、対象者の生活に合わせた健康づくりの方法を提案した。	女性の検診日や託児付き検診日、土日の検診日を設け、受診しやすい環境づくりに努めた。	A	令和2年度に比べて若干受診者は増加したが、さらに受診率を上げるための効果的な方法を検討していく必要がある。
					年齢や性別に応じたライフステージを考慮し、ライフスタイルの聞き取りを行いながら、その人に合った生活習慣病予防法を伝えた。計画通り実施することができた。	A	研修等へ参加し、参加者の行動変容につなげられるよう努める。

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画】

施策の方向Ⅲ-1 あらゆる暴力の防止の意識づくり

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) 家庭、地域、職場、学校におけるDV防止啓発の充実	市民がDVに関する正しい理解と知識を習得できるよう、様々な場においてDVに関する広報・啓発の充実を図ります。	広報紙やホームページ、チラシなどを活用した啓発	市民協働推進課	内閣府、栃木県発行のチラシ・ポスターや市発行の冊子、DV防止啓発カードを市内公共施設、医療機関、学校、啓発イベント会場に配布・設置し、啓発を行った。 ・6月 男女共同参画週間パネル展 ・11月 女性に対する暴力をなくす運動啓発展示 ・3月 男女共同参画推進セミナー	市内の14医療機関（整形外科、産婦人科、精神科）に、カード設置を新たに依頼した。新型コロナウイルス感染症の影響で啓発イベントが減少したため、Twitterを使った周知を取り入れ、イベントの日程だけでなく、相談先や展示パネルの解説を掲載した。	S	市民を対象とした啓発イベントで理解を呼び掛けていくとともに、市内事業者に広報物の配布協力を呼び掛け、働く人々の意識啓発を図る。
		DV防止に関する啓発リーフレットの作成、関係機関への配布	市民協働推進課	市作成のDV防止啓発カードと冊子を市内公共施設、医療機関、学校、啓発イベント会場に配布・設置し、幅広い層へ啓発が行えるよう努めた。 ・6月 男女共同参画週間パネル展 ・11月 女性に対する暴力をなくす運動啓発展示 ・3月 男女共同参画推進セミナー	名刺サイズ6面のカードに、デートDVやDVの種類等について紹介するとともに、相談先や避難時の持ち物など、具体的な対応策に繋がるような内容を多く掲載した。	S	カード配布先を拡充し、情報が必要としている方へ届くよう配慮する。
		地域の組織、団体への啓発活動	市民協働推進課	設置・配布協力の申し出があった自治会、市内の薬局にDV啓発カード、冊子、パープルリボンを提供した。	啓発展示を見て頂いた自治会長や店舗から、協力の声があった。店舗への啓発カード設置は、カードスタンドを併せて提供した。	A	セミナーや啓発物の配布を行い、DVに関する正しい知識と相談先の知名度向上に努める。
		デートDVの防止に向けた啓発	市民協働推進課	【市民協働推進課】デートDVに関する情報が掲載されたDV防止啓発カードを、公共施設、交通機関、医療機関や薬局等に設置を依頼することで、幅広い層へ啓発が行えるよう努めた。 【こども福祉課】新規事業として、市内中学校3年生を対象にデートDV防止啓発講座を実施し、455名の生徒にDVとは何か、どうして起こるのか、お互いが良い関係であるためのポイント、被害に遭った際の相談先など、DV被害者や加害者になることを予防する活動を展開した。	【市民協働推進課】DVや性暴力の防止については、若年層への啓発機会が少ないため、引き続き成人式等の若者が集まる場での啓発を実施した。 【こども福祉課】アンケート欄には男女だけでなく、LGBTの方への配慮として”その他”の欄を設けた。また、講座の内容も男女ともに起こりうるものとして展開した。	S	【市民協働推進課】駅や商業施設など、人が集まる施設のトイレ等に設置協力を要請し、周知率を高める。
(2) 若年層を対象としたストーカー等防止に向けた啓発の充実	JKビジネス、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する啓発を行うとともに、防犯意識の向上を図ります。	JKビジネスの防止に向けた啓発	市民協働推進課	4月の若年層の性暴力被害予防月間にあわせて市内公共施設や学校にポスターを設置し、メール配信やTwitterで周知を行った。またチラシを啓発イベント会場や石橋高校の生徒及び先生に配布した。 ・6月 男女共同参画週間パネル展 ・11月 女性に対する暴力をなくす運動啓発展示 ・3月 男女共同参画推進セミナー	学校やTwitter等で周知することで、若年層を中心に啓発できるよう心掛けた。	S	駅や商業施設など、人が集まる施設等に設置協力を要請し、周知率を高める。
		ストーカー防止に向けた警察との連携	安全安心課	下野警察署をはじめ、下野地区防犯協会連合会、自主防犯団体等と連携し、情報の共有化を図り、市民を対象とした安全教室や情報発信を実施した。	警察や関係団体との広報活動を通じて、男女を問わず情報発信活動を実施した。	A	警察や関係機関との連携及び連絡体制を強化し、事案に対し、迅速な対応ができる体制を確保する必要がある。ストーカー防止に向け、広報啓発活動、安全教室の充実を図る必要がある。
		地域防犯活動への参画	安全安心課	「児童を見守る活動推進事業」による自主防犯団体の支援や自主防犯団体等による会議、合同パトロールを実施した。また「SMS安全教室」「防犯教室」等の防犯講話の実施したほか、地域安全メール防災無線を利用した地域安全情報の発信した。	自主防犯団体の役員には女性の参加を促進していただき、会議などで積極的な意見を募った。また、自主防犯団体との合同パトロールでは、もれなく女性を複数含めた班編成で実施した。女性役員は全体の3割程度であった。	A	自主防犯団体の平素からの活動は、男女、年齢、職業等を問わず、様々な目線でのきめ細やかなパトロールの実施や効果的な施策の提案が必要である。警察や関係機関との連携および連絡体制を強化し、事案に対し、迅速な対応ができる体制を確保する必要がある。組織の継続性向上や女性参画推進に向け、若年層へのノウハウ伝達や継承が必要。
(3) 防止のためのハラスメント等啓発・情報提供	職場や地域等におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントやマタニティハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止し、差別意識や無意識な慣習に根ざす肉体的・精神的なすべての暴力の根絶をめざし、意識改革のための啓発活動を推進します。	あらゆるハラスメントの防止のための労使双方への啓発・情報提供	市民協働推進課	広報紙コラム12月号「職場のハラスメント撲滅月間」では、職場におけるハラスメント対策の義務化を周知した。下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度では、ハラスメント対策の取組を認定の要素に含めた。	広報等を活用し、ハラスメント対策の取組が必要であることを労使ともに周知した。	A	チラシの配布については継続的に実施する。下野市立地企業連絡協議会会員や、商工会会員へ周知を行う。

施策の方向Ⅲ-2 DV被害者の支援体制づくり

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) 相談窓口の周知	広報紙、市ホームページ、メール配信、DV防止啓発カード等、様々な媒体を活用して、各種相談窓口を広く周知します。	DV防止啓発カード等を利用した周知	市民協働推進課	DV防止啓発カードを市内公共施設、医療機関、学校、啓発イベント会場に配布・設置し、幅広い層へ啓発が行えるよう努めた。 ・6月 男女共同参画週間パネル展 ・11月 女性に対する暴力をなくす運動啓発展示 ・3月 男女共同参画推進セミナー	名刺サイズ6面のカードに、デートDVやDVの種類等について紹介するとともに、相談先や避難時の持ち物など、具体的な対応策に繋がるような内容を多く掲載した。	A	カード配布先を拡充し、情報を必要としている方へ届くよう配慮する。
		広報紙、市ホームページを利用した周知	こども福祉課	市ホームページ、広報しもついで相談窓口を周知した。DV相談カードを関係施設に配布した。また、FMゆうがおにて相談先を周知した。	様々な媒体を活用して相談窓口を周知した。また、各種団体や関係機関へも周知した。	A	まだ市民の中には相談先がどこなのかを知らない方が多いため、引き続き積極的な周知が必要である。
(2) 相談対応の向上	相談員及び担当職員は、各種研修へ積極的に参加して、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	相談員の研修会等への参加促進	こども福祉課	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により各種研修会の参集型は中止となったが、下記の研修会とオンラインでの研修資料学習に努めた。 ・婦人保護業務関係職員研修会への参加	オンライン研修会や動画視聴による勉強会により、資質の向上に努めた。	A	各種研修会に参加しスキルアップを目指すとともに、2人体制での面接により、適切で幅のある支援ができるよう努める。
(3) 被害者の避難に向けた支援	配偶者暴力相談支援センター等との連携により速やかな避難に向けた助言・情報提供等の支援を行うとともに、一時保護が必要な場合には、一時保護所まで同行します。	関係機関と連携した被害者の安全確保	こども福祉課	令和3年度のDV被害に伴う一時保護は令和2年度と比較して減少したが、全件とも一時保護所まで同行支援を行い、安全に一時保護となるよう努めた。また、警察、県南児童相談所、民間シェルターとも連携を図りながら、被害者心情に寄り添った支援に努めた。 令和3年度 一時保護実績 計3件	当市生活保護担当部署や警察、民間シェルターや母子生活支援施設等との連携を緊密に図り、一時保護後の自立支援を見据えて関わる事ができた。	S	加害者から確実に逃れ、安全な生活が送れるよう引き続き支援していく必要がある。
(4) 被害者の生活再建に向けた支援	被害者の生活実態を把握したうえで、生活資金や健康保険の取扱い、住所の変更等について、関係課と連携し、迅速・円滑に対応します。また、自立した生活をめざす被害者に対し、ハローワーク等と連携を取りながら、就業活動に必要な情報の提供や自立に向けた支援を行います。	被害者及び同伴児童の状況把握・関係課との連携	こども福祉課全課	婦人相談員と保健師を中心に実務を通して関係機関の連携に努め、被害者の心情に寄り添った支援の必要性を主張した。また、下野市要保護児童対策地域協議会にとちぎ男女共同参画センターバルティが委員として参加しており、会議を通して児童福祉と婦人相談の連携の重要性を説明した。	県南児童相談所主催の会議においてバルティの課題や問題点について管内市町と活発な情報交換を行い、県こども政策課宛てに課題と解決に向けた改善策の提案を実施した。	S	引き続き、児童福祉分野と婦人保護の円滑な連携のため、児童相談所やバルティと協議していく必要がある。
		生活保護等による支援の実施	社会福祉課	就労能力を有し、就労阻害要因のない生活保護受給者を対象に被保護者就労支援事業を実施した。就労支援員による就労に関する相談・助言、個別の求人開拓やハローワークへの同行等をおこない、早期就労に向けた支援を行った。	被保護者就労支援事業においては市とハローワークで連携しながら就労支援を実施しており、相談しやすい体制を意識し、男性と女性の相談員を配置した。 市：男性相談員1名 ハローワーク：女性相談員2名	A	引き続き、就労支援対象者に対し早期就労に向けた相談しやすい体制を構築していく必要がある。
		住民基本台帳事務等における支援措置	市民課	被害者の申請に応じ、第三者への証明書発行を制限することで、被害者が生活の再建に向けて安心して暮らせるよう支援した。また、システム上に支援措置の表示をすることにより、他課との情報共有を図った。	対応可能職員を2名から4名に増やし、被害者からの申請に対して最大限の配慮をしながら適切に対応した。	S	対応可能職員を増やしたことで、被害者に対する手厚い支援体制を整えたが、担当ではない職員もマニュアル等を熟読し、窓口や電話でご案内できるようにする。
		被害者の就労に向けた支援	こども福祉課	ハローワークのマザーズコーナーや、社会福祉協議会の事業「ささえーる」を紹介するなど、就労に向けた支援を行った。	来庁相談に至らなかった際は、郵送にて情報提供を行った。	A	就労等により安定した経済環境を築き、自立できるように支援する。

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(5) 被害者の子どもへの対応	子どもを伴う被害者に対しては、保健師等の専門職と連携して安全確保、心のケアに努めます。	面接時の子どもへの配慮	こども福祉課	子どもを伴うDV被害者の面接には児童家庭相談担当の職員が同伴し、子どもに関連する関係部署や関係機関と連携を図り、安全確保や支援に努めた。また、避難後も速やかに園や学校等に所属できるように、支援に努めた。	子どもが面接場面に同席しないよう、別室を確保して遊び相手をするなど配慮に努めた。	A	被害を受けた児童や保護者が二次障害に至らないよう、安全確保に努める。
		就園時における児童の状況把握	こども福祉課	入園申し込み時に詳細な聞き取りを行い、入園審査において配慮することで子の安全と保護者支援に努めた。	各施設と情報を共有し安全性の確保に努めた。	A	子の安全と保護者支援に努める。
		区域外就学に際しての配慮	学校教育課	DV避難による区域外就学については、転学先や居住地などの情報を慎重に取扱い、関連情報を知り得る者の範囲を制限する等の配慮を行った。	指導要録等、転校に必要な書類の受け渡しを教育委員会を介して行い、学校間の直接連絡を避けた。指導要録の取扱いについては、県の手引に従い対応することを関係課と共通理解した。	A	関係諸機関と連携して、個人情報等、慎重に対応していく。
(6) 関係機関との連携体制の強化	関係機関との連携を通じDV防止啓発と支援のためのネットワークを構築することで、市全体でDV対策を推進します。	下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議等との定期的な会議・研修の開催	市民協働推進課 こども福祉課	【市民協働推進課】 下野市人権擁護委員会から委員1名が会議に参加した。下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議、各種啓発運動期間に併せて、人権擁護委員及び法務局と連携し、相談窓口を広報、ポスター、啓発品等で周知した。	普段啓発活動にて児童・生徒と接する機会や相談業務に従事する機会の多い人権擁護委員が委員として標記会議に参加し、DVの現状について認識したうえで各種啓発活動を行った。	A	相談窓口についてのより効果的な啓発方法を考えていく必要がある。
				【こども福祉課】 令和3年度は下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議を2回（うち1回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催）を開催し、緊密な連携とネットワークの強化に努めた。	児童家庭相談と婦人保護の関係機関から代表者を委員として委嘱し、緊密な連携とネットワークの強化のため情報共有や議論を深めた。	A	引き続き緊密な連携とネットワーク強化に努めていく必要がある。
		配偶者暴力相談支援センターの設置に関する情報収集と検討	こども福祉課	【こども福祉課】 令和3年度は配偶者暴力相談支援センターについて、設置自治体からの情報収集を実施した。配偶者暴力相談支援センターへの見学も予定したが、コロナ感染状況の悪化に伴い中止となった。そのため、当市規模での配偶者暴力相談支援センターの設置の是非について課内協議を実施した。	配偶者暴力相談支援センターを設置している自治体への視察見学は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったが、情報収集に努めた。	A	当市規模での配偶者暴力相談支援センターの設置については、その是非について慎重な協議が必要である。

基本目標Ⅳ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

施策の方向Ⅳ-1 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) 男女平等を推進する学校教育の推進	男女がそれぞれの個性を活かしながら、能力をのばし、相互に理解しあえる人間の育成をめざす教育を推進するため、各教科や特別活動等を通して、男女が互いに協力し尊重し合う態度を養うとともに、適切な指導が可能となるよう教職員に対する啓発を進めます。	性別にとらわれないキャリア教育の実施	学校教育課	各学校のキャリア教育全体計画に基づき、実態に応じて地域の方や様々な業種の方と可能な範囲で交流できる場を設けた。	各学校では、地域の方や様々な職種の方を講師に依頼する際には、性別に関係なく児童生徒のキャリア育成に必要な人材を選出した。	A	キャリア教育を推進していくとともに、男女が互いに協力し、尊重し合える態度の育成も図っていく必要がある。
		男女が家庭生活を営むために必要な知識・技能等を習得する家庭科教育の推進	学校教育課	新学習指導要領の実施に伴い、市内学校の家庭科年間指導計画（案）を作成し提供した。家庭科の授業づくりに関する希望研修を実施した。	年間指導計画の作成にあたっては、他教科等との関連や小中一貫教育との関連について記載する欄を設け、系統性等を踏まえた指導の充実を図った。	A	各学校で年間指導計画を見直し、自校化を図っていけるよう周知が必要である。
		教職員の人権意識の向上を図るための研修の実施	学校教育課	祇園小学校で、市人権教育全体研修会を実施した。 参加：市内小・中学校教職員16名	下都賀教育事務所の指導主事を講師に迎え、様々な人権問題に対する理解を深める中で、男女共同参画への意識を高められるようにした。	A	校内研修等を通して、教職員全体の人権意識を高めていけるよう各校の人権教育担当者へ働きかける。
		学校における教職員の男女平等の推進	学校教育課	各種主任や学級担任の配置だけでなく、四役（校長・教頭・主幹教諭・教務主任）の男女比を意識した配置を行った。	男女関係なくそれぞれの特性を生かせる校務分掌への配置を行った。四役（校長・教頭・主幹教諭・教務主任）については、市内12校すべての学校で男女どちらも配置しており、女性が占める割合は約6割となった。	A	働き方改革の推進が求められる中、男女それぞれの目線での業務改善の方策を見出す必要がある。
(2) 男女共同参画に関する情報提供、啓発活動の推進	男女共同参画への正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や啓発イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民との協働による啓発事業を実施します。	男女共同参画に関するフォーラム・セミナー等の開催	市民協働推進課	・男女共同参画推進セミナー 日 程：3月23日(水) テーマ：もっと話そう、性のこと 人 数：17名 ・男女共同参画のつどいinしもつけ 新型コロナウイルス感染症対策のため、男女共同参画のつどいは中止とし、代替事業を実施した。 事業名：男女共同参画クロスワードパズル 期 間：6月中 応募者：40名 正解者全員に、賞品として道の駅しもつけの商品券500円分と啓発品を送付した。	セミナーについては、感染症の影響で講師のみオンラインで実施した。若年層が参加しやすい啓発事業として男女共同参画クロスワードパズルを実施した。男女共同参画に関するキーワードを用いたクロスワードパズルを解くことで、用語について自ら調べるとともに、市の男女共同参画啓発・DV被害者支援事業について知る機会とした。	A	来場者アンケートや男女共同参画推進委員へのアンケートをもとに作品や講演テーマを選びつつ、男女共同参画プランに沿った啓発活動を各ジャンルバランスよく行う。
		広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	市民協働推進課	広報しもつけにおいて、男女共同参画コラムを年6回掲載し、継続的啓発に努めた。年2回、男女共同参画情報紙を各19,000部発行した。 ・8月【第26号 夢、ないんですけど、いいですか？】 ・2月【第27号 自分らしさを見つけるヒント】	広報しもつけにおいて、時事を取り入れたコラムを隔月で掲載し、男女共同参画の啓発を実施した。また、市民より公募した男女共同参画情報紙編集委員とともに、情報紙発行により広い年齢層に向け多角的な視点からの男女共同参画の啓発に取り組んだ。	S	発行時期にあうテーマを最新のものから選び、生活に関連する分かりやすい話題を取り上げる。
		男女共同参画週間を活用した啓発活動の実施	市民協働推進課	広報しもつけ6月号で、男女共同参画週間特集記事を掲載し、市内各戸に配付した。男女共同参画週間パネル展を実施した。 期間：6月1日（火）～6月30日（水） 場所：市役所1階市民ロビー、Twitter 周知：ホームページ、広報、メール配信	感染症対策のため庁舎以外での展示を取り止め、Twitterでパネル内容を掲載した。下野インフォメーション（メール配信）によるパネル展周知：対象者1,003名 Twitterでのパネル啓発：インプレッション数（R4.4.27時点）3,009回	S	パネルに掲載する調査結果や相談窓口などの情報は随時更新し、より多くの方の目に触れるよう広報を行なっていく。
		市民・事業者意識調査の定期的な実施	市民協働推進課	第三次男女共同参画プラン作成のため、令和元年10月に市民調査を実施しており、令和3年度は調査実施なし。次回調査は令和7年度実施予定。	-	-	-

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(3)あらゆるメディアにおける人権を尊重した表現等の定着化の促進	映像や書物、インターネット等メディア上の表現について、人権を尊重した表現等の定着化を促進するため、学習機会や啓発活動を推進するとともに、公的刊行物やホームページ等においても適切な表現となるよう配慮します。	メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供や啓発活動の推進	学校教育課 市民協働推進課	【学校教育課】 発達段階を考慮したメディア活用の学習や情報モラル教育を全校で実施した。情報モラルの啓発リーフレットを配付した。年2回、下野市情報教育研究会を開催し、情報モラル教育を含む情報教育の推進について方向性を確認した。	学年や性別に配慮した指導を心がけた。特に犯罪に巻き込まれないための指導に力を入れた。	A	各学校で行われている有効な取り組みを共有する。
				【市民協働推進課】 11月の女性に対する暴力をなくす週間に併せて、栃木県作成のポスター、「AV出演強要・JKビジネス等被害防止カード」を石橋高校生徒に配付した。SNS利用等の注意喚起を行った。「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」について、男女共同参画推進本部会議への啓発をはじめ、全庁組織である広報委員会委員への周知を図った。	県の担当課と調整し、県立高校に対しても性暴力被害防止等に関する周知を実施することとした。「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」は、第三次男女共同参画プランの策定に伴い内容の見直しを行い、4月に改訂を行った。	A	庁内では引き続き公的広報への手引きの活用を呼びかけ、必要に応じて見直しを行う。啓発物に関してはより広く情報提供できるように、市内商業施設にも設置を呼びかける。
		公的刊行物や庁内文書に関する不適切な表現の積極的是正と、遵守すべき基準の周知	総合政策課 全課	【総合政策課】 広報紙等の公的刊行物やホームページ等において「男女共同参画の視点からの広報ガイドライン」等を活用し、適切な表現やイラストを用いて掲載した。*ガイドラインは市民協働推進課にてR3.4改定 【環境課】 広報紙等の公的刊行物においては、「男女共同参画の視点からの広報ガイドライン」等を活用し、適切な表現やイラストを用いて掲載した。各種の文書作成やホームページの編集に際して、男女共同参画の視点から適切な表現となるように徹底した。 【議事課】 市議会が発行する「議会だより」の編集に当たり、「男女共同参画の視点からの広報ガイドライン」に基づく適切な表現に配慮した。	【総合政策課】 男女両方を対象者とした表現を使うように心がけ、広報紙やホームページ等を作成するよう配慮した。 【環境課】 常に男女双方を対象者として想定し、男女偏りなくイメージが伝わるよう、文章表現やイラストに配慮した。常に男女双方を対象者とした表現を使うように心がけて、各種文書やホームページを作成するよう配慮した。 【議事課】 固定観念にとらわれず、常に対象者として男女双方を想定し、文章やイラスト等の編集を行った。	A	【総合政策課】 現在行われている配慮を衰退させることなく継続させ、より適切な表現へ修正するよう努める。 【環境課】 今後も公的刊行物やホームページの編集において、男女共同参画の視点から、ガイドラインを活用し、適切な表現を徹底する。 【議事課】 議員の改選により、編集委員が変わることから、男女共同の視点について研修などを行っていく。

施策の方向IV-2 人権と性の尊重意識の醸成

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) 人権と性の尊重意識の醸成	市民が人権や性に対する正しい理解と意識を持てるよう、小中学生に対して性に関する正しい教育を実施するとともに、広く市民に向けて人権意識を醸成するための事業を展開します。	人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習文化課	【学校教育課】 祇園小学校で、市人権教育全体研修会を実施した。 参加：市内小・中学校教職員14名、祇園小学校職員	下都賀教育事務所の指導主事を講師に迎え、様々な人権問題に対する理解を深める中で、男女共同参画への意識を高められるようにした。	A	本研修会の内容を各学校へ確実に周知できるよう、担当者のスキルアップを図っていく必要がある。
				【生涯学習文化課】 人権教育講演会の開催 日時：11月28日(日) 参加者：74名 演題：インターネットに潜む危険なワナ 講師：スマイリーキクチ氏 市民人権講座の開催(全3回) 開催日：12月7日～17日 テーマ：①子ども②感染症③外国人 参加者：延べ85名 公民館講座(高齢者講座)の1コマで、人権ワークショップを行った。 【市民協働推進課】 下野市人権教育・啓発推進行動計画に基づき、啓発講話等の事業を実施した。	【生涯学習文化課】 昨今の社会課題となっている様々な人権問題に焦点をあてた。	A	今後もタイムリーな人権問題を取り上げた学習機会を提供できるように努める。
		発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課	性に関する指導内容の充実に向け、保健(小学校)、保健体育(中学校)の年間指導計画(案)を作成し、提供した。 外部講師を招いて性に関する正しい知識を学ぶ機会を確保した。 「えがおのたまご」事業 ・助産師等による出前授業 ・市内小学校11校で実施(第2学年 学級活動)	年間指導計画の作成にあたっては、他教科との関連や小中一貫教育との関連について記載する欄を設け、系統性等を踏まえた指導の充実を図った。 「えがおのたまご」の授業にあたっては、事前に保護者の協力を得るなど、家庭への啓発も図った。	A	外部講師の活用等を年間指導計画に記載していくなど、指導の充実を図るために年間指導計画を活用していくこと。
(2) 性差を理解するための教育・啓発の推進	性差を理解し、正しい知識を持つことで、互いを尊重し自らの行動を決めることができるよう、啓発活動を推進します。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課	思春期講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団講話は実施しなかった。そのため、小学生には命の大切さ、自分や他者を大切にすること、中学生には自己決定の大切さ、感染症についての知識を普及するために、リーフレットを作成し配布し、性と生殖に関する健康について啓発を行った。 また妊産婦を対象に、安全な妊娠出産ができるよう、妊産婦健診、産後健診受診券の発行や、妊娠出産子育て期の切れ目ない支援を行った。	望まぬ妊娠による身体的・精神的リスクを回避するため、互いの性を知り、正しい知識を持ったうえで、自らの行動を決めることができるような内容のリーフレットを配布した。	A	望まぬ妊娠・予定外の妊娠を減少させることができるよう、思春期世代の子供たちに継続的に教育の場を提供していきたい。
		男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課	【健康増進課】 思春期講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団講話は実施しなかった。そのため、小学生には命の大切さ、自分や他者を大切にすること、中学生には自己決定の大切さ、感染症についての知識を普及するために、リーフレットを作成し配布し、啓発活動を行った。 【市民協働推進課】 ・男女共同参画推進セミナー 日 程：3月23日(水) テーマ：もっと話そう、性のこと 人 数：17名	【健康増進課】 リーフレットにおける啓発により、互いの性を理解し、互いを尊重できる内容にした。 【市民協働推進課】 セミナーは新型コロナウイルス感染症の影響で講師のみオンラインでの実施となった。	S	【健康増進課】 各学校の協力の元、よりよい普及啓発のために、媒体の工夫をしていきたい。

施策の方向IV-3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援

プランの内容				令和3年度			
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	今後の課題と取組
(1) 地域活動への男女共同参画の促進	男女が共に地域活動やボランティア活動、PTA活動などに参画できるように、意識・環境づくりを進めます。	地域活動における性別役割分担の見直しの促進	市民協働推進課	・男女共同参画パネル展 期間：6月1日～6月30日 場所：市役所1階市民ロビー 固定的性別役割分担意識等に関する啓発パネルを展示した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため庁舎以外での展示を取り止め、市ホームページでパネル内容を掲載した。 ・男女共同参画情報紙「シェアリング」 8月、2月に各19,000部発行し、各戸および市内中学生に配布、公共施設及び協力事業所に設置、配布した。 【第26号 夢、ないんですけど、いいですか?】幅広い世代にアンケートを実施し、夢について特集 【第27号 自分らしさを見つけるヒント】男女共同参画に関する書籍について特集	幅広い年齢層にわかりやすいテーマを取り上げた。シェアリングでは、イラストやわかりやすい表現を使い、中学生が読みやすいよう心掛け、市民参加型の啓発を行った。	S	地域活動に参加してもらえるよう、情報紙や啓発活動を通して男女共同参画における周知を行う。
(2) 団体活動の促進と連携	男女が共に自己実現を果たすため、団体活動を支援するとともに、団体間の更なる連携を促進します。	女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援	生涯学習文化課	家庭教育支援チームの会議に職員が同席するほか、各学校の家庭教育学級でチームが講師を務める際には、学校との調整役を担った。文化活動の振興および文化団体相互の連絡協調を図った。	文化協会の会員は8割が女性であり、自主的かつ積極的に参加していただいた。	A	女性の団体は、年々縮小傾向にあるので、継続した支援が必要である。
安(3) 全男女が地域に参画し、社会づくりに貢献する	地域の防災活動が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女双方の視点で展開されるよう働きかけます。	自主防災組織への参画の促進	安全安心課	市ホームページや自治会長会議を通して、自治会へ自主防災組織の情報提供を行った。既存の自主防災組織の活動状況を確認し、必要に応じて助言した。	男女のニーズに対応した防災対策を推進すると共に、地域の防災力の向上を図った。役員には女性も参画するよう助言した。一部自治会では女性がメインで構成されている組織があるものの、全体の女性参加割合は低い傾向となった。女性役員は全体の2割弱となった。	A	男女それぞれの目線で、災害時の対応を検討し、工夫していく必要がある。女性に積極的に参加いただけるよう環境整備と呼び掛けに努める。
(4) 男女の自立を支える学習機会の充実	家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、男女が共に協力し、自立できる社会づくりをめざし、各種教育・学習機会の充実を図ります。	男性の生活習慣自立等のための講座等の実施	健康増進課 生涯学習文化課	【健康増進課】 食生活改善推進員の指導のもと、男性を対象に家でも手軽に作れるメニューやバランスの良いメニューの料理教室をゆうゆう館で開催した。(12回)	男性参加者それぞれのレベルに合わせて、より自立につながるような作業を取り入れ教室運営を行った。	A	生活自立のための調理技術の習得は高まっているが、減塩や野菜摂取などの健康づくりに配慮したメニューに沿っての実習では、これまでの食習慣を容易には変えられない参加者も多い。
		女性の学習のための講座等の実施	生涯学習文化課	【生涯学習文化課】 男性の生活習慣自立等のための講座を実施した。 ・国分寺公民館「男のエクササイズ」 回数：6回 延べ参加者数：65名 ・南河内公民館「男だけのイスヨガ」 回数：5回 延べ参加者数：64名	男性同士で運動を行うことで、受講者の一体感ができた。意見交換をする場にもなり、仲間づくりの後押しができた。	A	引き続き多くの方に興味を持ってもらえるテーマを十分に検討していく。
		女性の学習のための講座等の実施	生涯学習文化課	【生涯学習文化課】 女性の学習・就業のための講座等を実施した。 ・国分寺公民館「子育て・ハッピーレッスン」 回数：4回 延べ参加者数：9名	子育ての合間にできる、自分ケアを学ぶことで、自分を見つめ直すことにつながった。	A	年々受講生が減少傾向にあるため、充実した講座内容を準備し、幅広く周知していく必要がある。
		生涯学習・啓発のための冊子・パンフットの発行	生涯学習文化課	生涯学習文化課、公民館、図書館、生涯学習情報センター、市役所各課の学習情報を掲載した「生涯学習情報誌エール」を発行し、市内全戸配布した。	性別に関わらず参加しやすい内容の講座を企画したほか、男性の地域参画や女性向けの家庭教育講座等、あえて対象を限定し男女それぞれの課題に応じた講座を企画した。	A	エールの情報は市HPにも掲載しているが、幅広く事業を知ってもらうため、周知方法に工夫も必要である。